

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座
第12回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第4編 地方自治法

第1章 地方自治と地方公共団体

2 地方自治の目的と地方自治の本旨

2. 地方自治の本旨

「自治」とは「自己統治」、すなわち、自分たちのことは自分達で決定処理する事を意味する。従って、「地方自治」とは、地方の事は「国から独立した地方公共団体」（団体自治）の「住民自身」（住民自治）で決める事となる。

参考+アルファ

2. 区域の変更

(2) 都道府県の場合

原則 国が主導で行う (住民投票により法律で定める)

例外 都道府県が自主的に行う (都道府県議会の議決→総務大臣に申請→国会の承認→内閣が定める)

※ 憲法95条：一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

(3) 市町村の場合

【市の配置分合】

市議会の議決→知事に申請→知事が総務大臣協議同意→都道府県議会の議決→総務大臣に届出

【町村の配置分合・市町村の境界変更】

(市) 町村議会の議決→知事に申請→都道府県議会の議決→総務大臣に届出

5. 市町村

(1) 市の要件

- ① 人口5万人以上
- ② 市街地内にある戸数が、全戸数の6割以上
- ③ 商工業等従事者が全人口の6割以上

(2) 町要件

都道府県条例の町としての要件具備

6. 指定都市と中核市・特例市

けんちゃんのまとめ

<大都市等に関する特例>

	指定都市	中核市	特例市
要件	人口50万人以上の市	人口30万人以上	人口20万人以上
指定の申し出	×	○	○
事務配分の特例	都道府県が処理する事務の <u>全部又は一部</u> で、政令で定めるものを処理する事ができる	指定都市の事務の <u>一部</u> を処理する事ができる	中核市の事務の <u>一部</u> を処理する事ができる
関与等の特例	法令で都道府県知事の関与を受けるとされるものにつき、政令で定めるところにより、関与を受けないか各大臣の関与を受ける	指定都市と同じ	指定都市と同じ
行政組織の特例	条例で区を設ける事ができる	×	×

5 特別地方公共団体

3. 地方公共団体の組合

地方公共団体の組合とは

- ① 普通地方公共団体と特別区が構成員となって設置する。
- ② 一定の事務を共同に処理する為に設置する。(共同処理する事務の範囲によって4種に分類される)
- ③ 独立した法人格を持つ

地方公共団体の組合の設置の仕方

- ① 関係地方公共団体の協議により規約を作る
- ② 上記の協議については議会の議決必要
- ③ 総務大臣又は知事の許可を得る

(2) 一部事務組合

けんちゃんのまとめ

<一部事務組合>

事務の種類	普通地方公共団体及び特別区がその事務の一部を共同処理するため設ける(284条②) ※市区町村で組織する一部事務組合にあっては、事務は相互に関連するものであれば同一の種類でなくてもよい(複合的一部事務組合と言うんだべえ 285条) ※一部事務組合が共同処理する事務は、「その事務」とされている事から、一部事務組合を組織する地方公共団体の事務に限られる	
設立	協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得る事が必要(284条②) ※都道府県同士、市町村同士で設置する事もできるし都道府県と市町村とで設置する事もできる ※一部事務組合は、地方公共団体が任意に設置するものであるが、公益上必要がある場合は、都道府県知事は一部事務組合又は広域連合を設けるべき事に関係のある市町村又は特別区に対して勧告することが出来る。(285条の2①)	
組織、事務及び規約の変更	一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けないかん(286条①)	
規約	①一部事務組合の名称 ②一部事務組合を組織する地方公共団体 ③一部事務組合の共同処理する事務 ④一部事務組合の事務所の位置 ⑤一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法 ⑥一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法 ⑦一部事務組合の経費の支弁の方法 (287条①)	
組織	執行機関	管理者(287条②) ※複合的一部事務組合では、規約で定める事により、管理者に代えて理事をもって組織する理事会をおく事もできるぴょん(287条の2②)
	議決機関	議会(287条②)
解散	一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届出しないあかん(288条)	

(3) 広域連合

① 意義

総務大臣や都道府県知事が広域にわたり処理することが適当であると認めた事務に関し、広域計画を作成し、構成団体と必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に遂行する組合。

介護保険やゴミ処理、広域観光、産業振興などがある。

② 設立の原則

関係地方公共団体の協議により任意に行われる

都道府県の加入するものにあつては総務大臣、

その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けないかん

設立の例外

公益上必要がある場合は、都道府県知事は一部事務組合又は広域連合を設けるべき事に関係のある市町村又は特別区に対して勧告することが出来る。

③ 事務の処理

(a) 国は、法律又は政令に基づき広域連合が処理する事とすることができる

(b) 都道府県は、条例の定めるところにより広域連合が処理する事とすることができる

(c) 都道府県の加入する広域連合の長は、国の行政機関の長に対し広域連合が処理する事とするよう要請できる

(d) 都道府県の加入しない広域連合の長は、都道府県に対し広域連合が処理する事とするよう要請できる

(5) 全部事務組合

町村がその町村の事務の全部を共同して処理する為に作られる組合。

設置されると、町村の議会と執行機関は消滅する。

(6) 役場事務組合

町村がその町村の役場で処理される事務を共同して処理する為に作られる組合。

4. 財産区

財産区とは、市町村合併の際に、もとの市町村が所有や管理していた土地や財産を新市町村に引き継がずに、旧市町村の地域で管理、処分するために設置される行政組織のことを言う。

財産区の構成員は、区域内に住所を置くすべての住民で、財産区の財産の管理運用に当たる「議会」も設置できる、「財産区議会議員」は公職選挙法の規定が準用され、区域内に住む全区民の投票によって選ばれる。

5. 地方開発事業団

地方開発事業団とは、複数の普通地方公共団体が共同して一定地域の開発事業に基づく事業を行う為に、普通地方公共団体が事業の委託をする為に作られる事業体。

対象事業は、① 住宅・工業用水道・道路・水道・下水道の建設

② 土地区画整理事業

に限られる。

地方開発事業団の設置には、議会の議決を経て、総務大臣又は知事の認可が必要

けんちゃんのまとめ

<特別地方公共団体の種類>

特別区		原則市町村と同じだが、都と特別区の事務配分及び議員定数等が異なる
組合	一部事務組合	地方公共団体がその一部の事務を共同処理するために設ける組合 ※市区町村で構成する一部事務組合は、共同処理する事務は同一種類のものでなくてもよい（複合的一部事務組合という）
	広域連合	広域にわたり処理する事が適当な事務について、広域計画を作成する事により設けられる組合 ※広域連合が処理すべき事務については制限がないため、同一種類の事務でなくてもいい ※長と議会が設けられる ※住民による直接請求も可
	全部事務組合	事務の全部を共同処理するために設けられる組合で、町村のみが設置可能
	役場事務組合	役場事務を共同処理するために設けられる組合で、町村のみが設置可能
財産区		市町村及び特別区の一部で、財産又は公の施設の管理及び処分をする権能を認められた特別地方公共団体
地方開発事業団		一定の地域の総合的な開発計画に基づく施設の建設等で、当該普通公共団体の事務に属するものを総合的に実施するため、これらの事業の実施を委託すべき団体として他の普通地方公共団体と共同して設置

けんちゃんの参考資料 ～これを読めば理解できる パート1～**広域連合の特色**

広域連合が作成する広域計画では、構成団体である市町村に対して実施の勧告ができる。

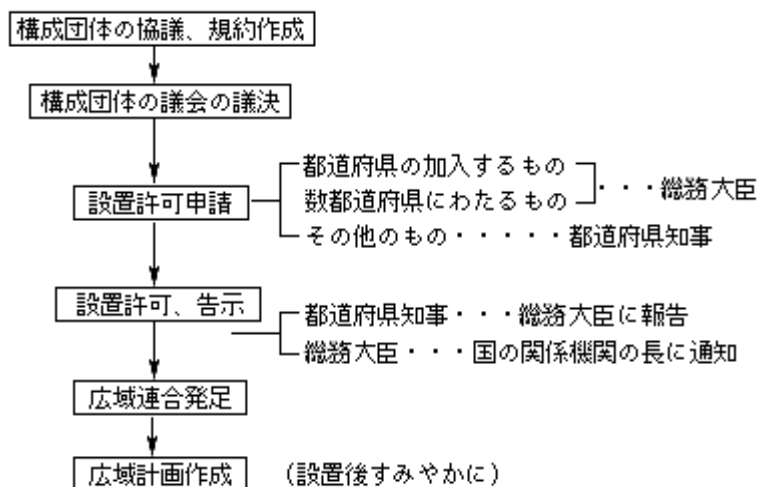
例えば、広域計画にごみの処分方法について盛り込み、市町村に対してごみの分別方法を変更するよう勧告することができる。

広域連合の議員と連合長は市民による直接選挙もしくは構成団体の議会による間接選挙によって選ばれる。さらに通常の市町村と同様に市民からの監査請求や議会解散などの直接請求も可能。また、市長など特定の公職に就任すると自動的に他の団体の役職に就任するという、いわゆる「充（あ）て職」は広域連合では禁止されている。

けんちゃんの参考資料 ～これを読めば理解できる パート2～**広域連合の設置手続**

広域連合設置の手続は基本的には一部事務組合と同様で、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決ののち、都道府県の加入する広域連合及び数都道府県にわたる広域連合については総務大臣に、その他のものは都道府県知事に許可を申請する。

都道府県知事は許可をしたときは直ちにその旨を公表（告示等）するとともに総務大臣に報告する。また総務大臣許可のときは直ちにその旨を告示する。広域連合は、設置後すみやかに広域計画を作成する。



第3章 地方公共団体の権能 1 (自主立法権)

2 条例制定権

2. 一般原則

(2) 条例制定権の限界

③ 法令に違反しない事

(最判 S50. 9. 10) 徳島市公安条例事件

事案 徳島市公安条例は、交通秩序の維持に反する行為を取り締まる為に、道路交通法よりも重い罰則規定を定めていた。そのため、徳島市公安条例が道路交通法に抵触して無効では？また法律と条例で二重に罰するのは違憲では？と争われた

<判旨>

★ 法律に「〇〇〇という行為を禁止する」とする規定がない。場合 (横出し条例)

↓

法律に禁止規定がないからと言って、**条例で「〇〇〇という行為を禁止する」と自由に規定して良い。わけではない。**

なぜなら、法律に「〇〇〇という行為を禁止する」とする規定がないのは、法律が「〇〇〇という行為」を禁止する法令を作っちゃだめ。という趣旨を含んでいる可能性があるから。

★ 法律に「〇〇〇という行為を禁止する」とする規定がある。場合 (上乗せ条例)

↓

既に法律で「〇〇〇という行為を禁止する」とする規定があるからといって、**条例ですらに規制する事ができない。という意味ではない。**

なぜなら、1 法律が「〇〇〇という行為を禁止する」とする規定と、条例が「〇〇〇という行為を禁止する」とする規定が、禁止の目的が違う可能性もある
2 とある地方だけ「〇〇〇という行為」は特に厳しく禁止しなくてはいけない特別な理由がある可能性もある。

よって上記1・2の場合には、国の法律がすでに存在していても、条例ですらに規制する事はできる。

このような場合には、国の法律と条例の間には何らの矛盾抵触は生じなく、条例が国の法令に違反する問題は生じない。

だから最高裁は、条例が法律に違反するか否かの判断基準は、条文規定の文言を対比するだけではなく、**法律と条例の「趣旨・目的・内容・効果」を総合的に比較して条例が法律に違反するか否かを決定しなアカン。**といった。

(最判 S53. 12. 21) 高知市普通河川等管理条例と河川法との関係

法律との均衡を失した必要以上に強力な規制を定めた条例は違法とした事例

3. 必要的条例制定事項

(1) 原則

条例によれば、自治事務・法定受託事務の区別なく、住民の権利義務に直接かかわる事項について規定する事ができる

4. 罰則

(2) 憲法との関係

(最判 S37. 5. 30) 大阪市条例違反事件

条例により罰則を定めることも、個別具体的委任までは不要であるが、相当程度に具体的・限定的な法律の委任があれば、憲法 3 1 条の罪刑法定主義に違反しない。(委任の程度は、政令に対する委任よりも緩やかでよい)

※ 憲法 7 3 条：内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。

六号 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。

但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

けんちゃんの重要資料

【条例制定権の限界】

条例のおよぶ範囲は、その地方公共団体の区域内に限られる。その区域内においては、その地方公共団体の住民であるか否かを問わず、全ての者に対してその効力が及ぶ。←**属地主義**がとられている

【条例についてのまとめ】

1. 条例の発案権は、①議会の議員 ②長 ③住民 に与えられている

① 議会の議員の場合

議員の 1/12 以上の賛成に基づき、文書で提出。(1 1 2 条)

② 長の場合

長の担当事務として①議会への議案提出がある。(1 4 9 条)

③ 住民の場合

条例制定改廃請求権が認められている。(1 2 条)

(普通地方公共団体の選挙権を有する者の 1/50 以上の連署 7 4 条)

2. 条例の議決は、議会で出席議員の過半数で決定。(1 1 6 条)

3. 条例の公布は、長がする。

条例の施行は、公布の日より起算して、1 0 日を経過した日。(1 6 条③)

【条例と規則の比較】

	条 例	規 則
制定機関	議会	・ 長 ・ 委員会
提 案	・ 長 ・ 議員 (1 2 分の 1 以上の賛成)	なし
直接請求	可	不可
罰 則	行政刑罰	秩序罰

第4章 地方公共団体の機能・2（自主財政）

1 会計年度および会計の区分

2. 会計年度独立の原則

原則：その年度の歳入で、その年度の歳出を賄わないかん

例外：継続費（212条）繰越明許費（213条）

2 予算

1. 総計予算主義の原則

原則：全ての収入支出は予算に編入しないかん

例外：一時借入金

2. 予算の調整および議決

予算は長が調整し、年度開始前に議会の議決を経ないかん。

この場合、長は都道府県・指定都市にあっては遅くとも年度開始前30日

その他の市・町村にあっては遅くとも年度開始前20日

までに、その予算を議会に提出しなあかん。

▶(218条①) 長は予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じた時は、補正予算を調整しこれを議会に提出できる。

▶(218条②) 長は、暫定予算を調整し議会に提出することができる。

↓

年度開始前までに成立する見込みのない時に調整される予算

(218条③) 暫定予算は本予算が成立したら効力を失う。

4. 繰越明許費

繰越明許費とは、予算が成立して事業を執行する中で、その年度内に事業が終了しない見込みとなった場合に、予算を翌年度に繰り越して執行することができるもの。例えば、建設事業で年度内完成で予算を計上し契約を締結したが、天候不順で工事が予定通り進まずに3月31日までに完成ができない場合など、年度内に完成した部分に対しては出来高払いをして、残りの部分の予算については、翌年度に支出する。この翌年度に繰り越す額を「繰越明許費」と言う。

5. 債務負担行為

債務負担行為とは、1つの事業や事務が単年度で終了せずに、後年度においても「負担＝支出」をしなければならない場合に、議会の議決を経てその期間と額を確定するもの。例えば、建設工事で3年度に渡る工事契約を締結する場合に、1年度目〇〇〇万円、2年度目〇〇〇万円、3年度目〇〇〇万円として、全体の期間と負担額を確定させ、後年度の負担を確約するもの。

7. 予備費

予想外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しないかん。

但し、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。